

青少年育成センターだより

第216号 2025.10.15

防府市教育委員会生涯学習課

青少年育成センター



0835-25-2922

交通ルールを守りましょう

最近は、ヘルメットを着用して自転車を運転している高校生の姿を多く見るようになりました。高校生の安全を考えるととてもうれしいことです。2023年4月から自転車運転中のヘルメット着用が努力義務化されたことはみなさんもご存じのことでしょう。しかし、残念ながらまだ大人の着用率は少ないようです。自分の身を守るために、また家族を悲しませないためにもヘルメットを着用するようにしましょう。

「青少年育成センターだより第195号～道路交通法の改正～」で取り上げましたが、ここでもう一度、自転車の交通ルールについて考えてみましょう。

2026年4月から、自転車の交通違反に反則金を納めれば刑事罰を科さない反則通告制度（青切符）が新たに導入されるようになります（自転車の青切符は16歳以上の運転者による比較的軽微な違反が対象）。違反と反則金は次のようになりました。（朝日新聞2025年9月5日から抜粋）

自転車の主な違反と反則金

- ・スマートフォンなどの使用（通話、画面注視）＝反則金1万2千円
- ・制動装置不良（ブレーキがないなど）＝反則金5千円
- ・遮断踏切立ち入り＝反則金7千円
- ・信号無視、通行区分違反（逆走、歩道通行など）＝反則金6千円
- ・無灯火＝反則金5千円
- ・公安委員会遵守事項違反＝反則金5千円

（傘さし、イヤホンの使用で必要な音が聞こえないなど）

- ・緊急車妨害＝反則金5千円
- ・横に2台以上並んで走る、2人乗りなど＝反則金3千円

※スマートフォンなどの使用、制動装置不良、遮断踏切立ち入りの3つの違反については、「重大な事故につながる恐れが高い」として、警察官が現認したら原則として、指導警告を経ずに即、青切符の対象となる。

※酒気帯び運転や酒酔い運転、あおり運転（妨害運転）など重めの違反は対象外で、刑事罰の対象となる交通切符（赤切符）が交付される。

※詳しくは、警察庁がホームページにルールブック「自転車を安全・安心に利用するために」を載せておりますのでご覧ください。

大切なのは、反則金が生じるからルールを守らなければならないのではなく、自分の命や人の命を守るために守らなければならないのです。ちなみに、自転車乗用中の交通事故において、主に頭部を負傷した死者・重傷者について、ヘルメットを着用していなかった人の割合は着用していた人に比べて約1.7倍高くなっているのです。ヘルメットを着用する習慣をつけましょう。

みなさんの家庭でも、こどもと一緒に自転車のルールについて話し合ってみませんか。

青少年育成センター指導員 藤村